



人づくりでまちづくり事業

動物ふれあい教室

主催 アニマルレス キューむなかた(A.R) 日時 10月9日(日) 午前10時〜正午



見られています！ あなたの野外焼却

ごみの野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ドラム缶を使ったり、ブロックで囲ったり、穴を掘ったりしてごみを燃やすことも禁止です。また、個人所有の焼却炉の使用も禁止されています。

ごみは、市で定められた処理方法で適正に処理しましょう。法律に違反してごみを焼却した人は、5年以下の懲役か、1,000万円以下の罰金が科せられます。

ただし、「同法施行令第14条」で次の焼却は例外として認められています。

【例外的に認められている焼却】

- 農業、林業が漁業を営むためにやむを得ないものとして実施される廃棄物の焼却
農業者が実施する田の畦（あぜ）草焼き（3月〜5月ごろ）、麦わら焼き（5月〜6月ごろ）、わら焼き（10月〜11月ごろ）など
- 風俗慣習上か宗教上の行事を実施するために必要な廃棄物の焼却
地域で実施する「どんど焼き」など
- たき火、その他日常生活を営む上で、通常実施される廃棄物の焼却で、軽微なものなど

【例外的に認められている焼却などでも、 近所の人との相互理解が必要です】

焼却時の煙で、「不快」「喉が痛い」「洗濯物に臭いがつく」などの苦情がよく寄せられます。

住宅が近隣にある場所などでは、「風の強い日を避ける」「風向きや時間帯を考える」「最小限の焼却にする」「焼却の日時を事前に近所の人に連絡する」など、延焼の危険性を避け、近所の人に灰や煙の迷惑がかからないように気をつけましょう。

【「暖炉」や「まきストーブ」なども、相互理解で快適生活を】

最近では、癒やしや環境を意識して、暖房器具に「暖炉」や「まきストーブ」などを使用する家庭もあります。これらは、適正に使用している限りでは、ごみの焼却と違って違法性はありませんが、煙で近所の人とトラブルになる場合があります。燃やす人と近所の人がお互い快適に生活できるよう、日ごろから相互理解に努めましょう。

■問い合わせ先
▽生活環境課 ☎(36) 1421
▽農業委員会事務局 ☎(36) 0046



● 場所 メイトム宗像・101会議室

● 内容
▽犬猫の病気の話（宗像獣医師会）
▽大切な命を守ろう（NPO法人HugMeねっと）など

● 主催 A.R

*市後援
日時 10月9日(日) 正午〜午後4時

● 会場 メイトム宗像・屋外広場（東側出入口前）

● 内容は「里親月間」です

● 内容 里親とは、さまざまな事情で、家庭で暮らすことができない子どもを自分の家庭に迎え入れ、養育してくれる人のことです。県では、このような子どもたちを温かく受け入れて、養育してもらえ、里親を募集しています。また、親が死亡、行方不明などになった子どもを三親等以内の親族が養育する場合は、親族里親制度があります。里親について知りたい、里親を希望する人は相談を

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている

● 問い合わせ先 宗像児童相談所 ☎(37) 3255

● 主催 県

● 内容 母子家庭の生活の安定、経済的自立の手助けや子どもの福祉の増進を図るため、修学資金や技能習得期間の生活資金など13種類の資金の貸付を実施

● 対象 母子家庭の母やその母に扶養されている